

特定施設対象施設一覧(騒音・振動)

◎…都市計画用途地域(工専除く) / ○…都市計画用途地域外 / ●…都市計画用途地域及び都市計画用途地域外

法・県公害防止条例共通特定施設	施設番号				施設の種類	法		条例		規模または能力・その他等	
	騒音規制法	振動規制法	県条例			騒音	振動	騒音	振動		
			騒音	振動							
法・県公害防止条例共通特定施設	1-(イ)		4-1(一)		金属加工機械	圧延機械	◎		○	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	
	1-(ロ)		4-1(二)			製管機械	◎		○		
	1-(ハ)		4-1(三)			ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	◎		○	原動機の定格出力が3.75kW以上	
	1-(ニ)	1-(イ)	4-1(四)	5-1(一)		液圧プレス(矯正プレスを除く)	◎	◎	○		○
	1-(ホ)	1-(ロ)	4-1(五)	5-1(二)		機械プレス	◎	◎	○	○	呼び加圧能力294キロニュートン以上
	1-(ヘ)	1-(ハ)	4-1(六)	5-1(三)		せん断機	◎	◎	○	○	(騒音)原動機の定格出力3.75kW以上 (振動)定格出力1kW以上
	1-(ト)	1-(ニ)	4-1(七)	5-1(四)		鍛造機	◎	◎	○	○	
	1-(チ)	1-(ホ)	4-1(八)	5-1(五)		ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○	○	(振動)原動機の定格出力が37.5kW以上
	1-(リ)		4-1(九)			プラスト	◎		○		タンプラスト以外であって、密閉式のを除く
	1-(ヌ)		4-1(十)			タンブラー	◎		○		
	1-(ル)		4-1(十一)			切断機(といしを用いるのものに限る)	◎		○		
	2		4-2		空気圧縮機及び送風機	◎		○		(騒音・振動)原動機の定格出力が7.5kW以上	
		2		5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)		◎		○		
	3		4-3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	◎	◎	○	○	(騒音・振動)原動機の定格出力が7.5kW以上	
	4		4-4	5-4	織機(原動機を用いるのものに限る)	◎	◎	○	○		
	5-(イ)		4-5(一)		建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)	◎		○	混練機の混練容量が0.45㎡以上	
	5-(ロ)		4-5(二)			アスファルトプラント	◎		○	混練機の混練重量が200kg以上	
		5-(イ)		5-5(一)		コンクリートブロックマシン		◎		○	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
		5-(ロ)		5-5(二)		コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		◎		○	原動機の定格出力の合計が10kW以上
	6		4-6		穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	◎		○		(騒音)原動機の定格出力が7.5kW以上	
	7-(イ)	6-(イ)	4-7(一)	5-6(一)	木材加工機械	ドラムパーカー	◎	◎	○	○	
7-(ロ)	6-(ロ)	4-7(二)	5-6(二)	チップパー		◎	◎	○	○	(騒音)原動機の定格出力が2.25kW以上 (振動)定格出力2.2kW以上	
7-(ハ)		4-7(三)		碎木機		◎		○			
7-(ニ)		4-7(四)		帯のご盤		◎		○		製材用は原動機の定格出力15kW以上、木工用は原動機の定格出力2.25kW以上	
7-(ホ)		4-7(五)		丸のご盤		◎		○			
7-(ヘ)		4-7(六)		かんな盤		◎		○		原動機の定格出力が2.25kW以上	
8		4-8		抄紙機		◎		○			
	8		5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)		◎		○	原動機の定格出力が30kW以上		
9	7	4-9	5-7	印刷機械(原動機を用いるのものに限る)	◎	◎	○	○	原動機の定格出力が2.2kW以上		
10	9	4-10	5-9	合成樹脂用射出成形機	◎	◎	○	○			
11	10	4-11	5-10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	◎	◎	○	○			
県公害防止条例でのみ規制する特定施設			5-11(1)	金属加工の用に供する施設	圧延機械			●	●	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	
			5-11(2)		製管機械			●	●		
			5-11(3)		ベンディングマシン(ロール式のものに限る)			●	●	原動機の定格出力が3.75kW以上	
			4-12		ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			●	●	専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く。	
			5-12		ディーゼルエンジン			●	●	(騒音)定格出力が3.75kW以上 (振動)定格出力が10kW以上	
			4-13		クーリングタワー			●	●	電動機の定格出力が0.75kW以上	
			5-13		冷凍機(空調機を含む)			●	●	電動機の定格出力が7.5kW以上	
			4-14		バーナー			●	●	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15ℓ以上	
			4-15(1)		繊維工業の用に供する施設	動力打綿機			●	●	
			4-15(2)			動力混打綿機			●	●	
			4-15(3)			紡糸機			●	●	
			4-16		コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機			●	●		
			4-17(1)		金属製品の製造の用に供する施設	ニューマチックハンマー			●	●	
			4-17(2)			製てい機			●	●	
			4-17(3)			製びょう機			●	●	
			4-17(4)			打抜機			●	●	電動機の定格出力が2.25kW以上
			4-17(5)			研削機			●	●	電動機の定格出力が1.5kW以上
		4-18(1)		土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	切断機			●	●		
		4-18(2)			せん孔機			●	●		
		4-18(3)			研磨機			●	●		